

# BOLÃO

## 規 約

2011. 1/1 [改訂]

## 第1章 総則

(名 称)

第1条 当サークルは『BOLÃO』と称する。

(事務局)

第2条 当サークルは代表者宅に事務局を置く。

(目 的)

第3条 このサークルは、フットサル技術の向上とメンバー相互の親睦を図ること又、地域の活性化・仲間作りを目的とする

(理 念)

- 第4条
- (1) フットサルを楽しみフットサルの技術の向上に努めること
  - (2) 最後まで諦めることなく勝利を目指すこと (“楽しむ”の意味を履き違えないこと)
  - (3) 他団体・チーム・機関に対して敬意を持って接すること
  - (4) イベント活動及び社会貢献活動等に積極的に参加し、協調性を持って活動すること
  - (5) メンバーの自主性を重んじ意思決定をすること

(活 動)

- 第5条
- (1) 各種大会・イベントへの参加・企画運営に関すること
  - (2) Ecology・地球温暖化問題及び社会貢献に関する活動
  - (3) その他、目的達成のために必要な活動

(活動内容)

- 第6条
- (1) フットサルチームとしての定期練習
  - (2) 当サークル及び他の機関が主催するフットサル大会への参加
  - (3) その他フットサルチームとして必要な活動
  - (4) 地球温暖化防止・環境破壊防止のためのエコ活動、社会貢献活動
  - (5) イベントの企画・運営及びメンバーの参加
  - (6) メンバー相互の親睦を図ると共に地域の活性化・仲間作りのための活動

## 第2章 メンバー

(メンバー)

第7条 このサークルのメンバーは、フットサル・イベント・社会貢献を愛するもので第3条に賛同する BOLÃO メンバー及び運営委員会で同意を得たものをもって組織し、メンバーはスポーツ傷害保険の加入を義務付けるものとする。ただし、フットサルプレーヤーでなければ加入の義務はない。(任意とする)

2 メンバーは正会員と準会員とに分けられ正会員は毎月会費1,000円を納入し、フットサル大会参加費等は会費より支出する。準会員は参加した月のみ会費1,000円を納入し、フットサル大会には参加費1,000円を納入して参加することができる。その他の費用は運営委員会で協議し請求することができる。また準会員になる場合は運営委員がその的確を判断した上で決定する。

3 体験入会について基本的に1ヶ月を限度とする。(但し月を跨がない事とする)但し、コート料金等の発生する場合は、運営委員会が決定し徴収するものとする。

(マネージャー)

第8条 マネージャーは当サークルの活動を補助する。

(入会)

第9条 当サークルへの入会は本規約に同意し、当サークル事務局(以下、事務局とする)に入会用紙を提出した上で、運営委員が入会資格等によりその適格を判断した上で認められる。

(退会)

第10条 当サークルのメンバーは任意に退会することができる。但し、退会を希望する場合は前月末日までに事務局に申し出ることを要する。

(再入会)

第11条 前条により、退会した者は再び入会することができる。但し、著しく不当な理由により退会した者に対しては入会資格等に関わらず、運営委員会は再入会を拒否することができる。

(休会)

第12条 当サークルのメンバーは相当期間活動に参加できない場合、休会することができる。但し、当該メンバーは復帰予定月を添えて、前月末日までに休会届を事務局に提出することを要する。(休会期間は3ヶ月以上やむ得ず休む場合に限る)

2. 前項の規定により休会したメンバーが、事務局に休会の取消しを申し出た時は会費（3カ月以内）を納め即時参加できるものとする。それ以外は復帰予定月から復帰する。

#### （入会資格）

第13条 当サークルへの入会については次の通り、入会資格を定める。

1. 本規約に同意できること
2. 熱意をもって当サークルの活動（第6条）に取り組むことができること
3. フットサル活動、イベント活動及び社会貢献活動を楽しむことができること
4. 他のメンバーに敬意を持って接することができ、また他のメンバーと協調できること
5. その他メンバーとしての役割を全うできること

#### （メンバーの責務）

第14条 当サークルのメンバーは次の責務を負う。

1. 本規約を理解し、本規約に従い、活動すること
2. 他のメンバーに対し、敬意を持って接すること
3. サークルの活動に積極的に参加すること
4. サークル活動への参加可否の表明については別に定める方法により確実に行うこと
5. 別に定める会費等を納入すること
6. その他当サークル運営等につき、自ら進んで協力すること

#### （クラブ員資格の喪失）

第15条 当サークルのメンバーが正当な理由なく、次のいずれか一つに該当する場合、翌日より「休会」扱いとし、当該メンバーが当月中に「休会申出」または「休会取消の申出」を行わない場合、メンバー資格を喪失する。

1. 三ヶ月にわたり会費を滞納した時
2. 二ヶ月間、サークル活動への参加可否の表明を怠った時
3. 月二回以上、事前連絡のない当日欠席が重なった時
4. 前月末までに「退会の申出」があった時
5. 当該メンバーの行為がサークル規約に反し、かつサークルの存続の危機に発展する危険があると運営委員会が認めた時

### 第3章 会費

#### (入会金)

第16条 当サークルの入会金はこれを不要とする。但し、メンバーは入会の際に別に定めるユニフォームの購入及びスポーツ傷害保険の加入することを要する。

#### (会費)

第17条 当サークルのメンバーは下記の通り会費を納入することを要する。

- (1) 正会員/社会人：月一千円
- (2) 正会員/未成年及び学生：月五百円
- (3) 準会員/社会人：参加した月のみ一千円
- (4) 準会員/未成年及び学生：参加した月のみ五百円

- 2 休会中のメンバーについてはその期間、本条の会費を免除する。
- 3 本条の会費は毎月初めに運営委員（会計担当）に納入する。但し、特段の事情がある場合は、まとめて会費を支払うことができる。
- 4 会費の滞納は3ヶ月分までとし、それ以降は一旦免除とする。  
但し、滞納分は滞納日より6ヶ月以内に会計委員に全て納入することとする。

### 第4章 意思表示

#### (出欠管理)

第18条 当サークルの活動への参加意思の表明は別に設けるインターネット出席簿を使用する。

- 2 メンバーは、活動日の前日までに参加意思の有無を表明することを要し、期日指定がある場合には指定日までに参加意思の有無を表明することとする。

## 第5章 組織

### (運営委員)

第21条 当サークル事務局は次の通り、運営委員会を置く。また委員の職務は下記の通りとする。運営委員が休会又は退会した場合には、委員の中から選出して兼務させ代行させる事ができる。

また、メンバーの中から互選し選出し委員を補充することもできる。

1. 運営委員長（代表：一名）は当サークルの運営を統括する。
2. 運営委員（キャプテン：一名）はフットサル活動を統括し、所有物の管理、場所の確保を行う。
3. 運営委員（副キャプテン：一名）はキャプテンを補佐し、キャプテン不在の際はその職務を代行する。
4. 運営委員（幹事長：一名）はイベント及び社会貢献活動を統括し、その企画立案及び日程調整を行う。
5. 運営委員（幹事長補佐：一名）は幹事長を補佐し、幹事長不在の際はその職務を代行する。
6. 運営委員（会計担当：一名）は当サークルの会計を執行し、WEBにて公表する。また、スポーツ保険の加入及び保険金支払の請求を管理する。

### (運営委員会)

第22条 運営委員会は必要な時、臨時総会を開催することができる。但し、サークルの重要事項についての決定は総会の決議を要する。

- 2 運営委員の任期は一年とする。但し、委員は再任することができる。
- 3 運営委員会はその判断によりサークル活動に際し、会費を使用することができる。
- 4 運営委員会は必要な場合、その職務を他のメンバーに委託することができる。

### (総会)

第23条 運営委員会は年に一回以上、総会を開催することを要する。

- 2 総会はメンバーの過半数の出席により成立する。但し、緊急の場合は総会以外の手段で決議等を行うことができる。

(会 計)

第24条 当サークルの会計はWEB上で公開する。

- 2 当サークルの会計年度は一月一日から十二月三十一日までの一年間とし、総会時に当該年度の決算報告を行う。

第25条 当サークルで行うイベント等に参加した際に飲酒運転撲滅の為、運転代行代を運営費より一部負担をする。負担割合は下記の通りにする。尚、領収書もしくはそれに代わるものを運営委員会に提出するものとする。但し、乗り合いで利用した場合に限り支払い、個人で利用した場合には運営委員会の決裁によるものとする。

- 1 代行金額が5,000円以下の場合、2割の負担
- 2 代行金額が5,001円以上の場合、3割の負担
- 3 金額に端数が出た場合には四捨五入した金額を支払う。

## 第6章 罰則

(罰 則)

第26条 当サークルは本規約に規定ある場合を除き、いかなる罰則も設けない。

## 第7章 改正

(改 正)

第27条 本規約の改正は別に定める総会の審議において、総会出席者の3分の2以上の賛成で議決される。

- 2 本規約の改正に関する審議にはメンバーの過半数の出席を要する。
- 3 本条により本規約が改正された場合、運営委員会は速やかにメンバーに周知することを要する。

## 第8章 その他

### (贈 与)

第28条 慶弔、見舞いに関する贈与については、次に定めるとおりとする。

#### 1 結婚、出産に関する贈与

(1) メンバーが結婚したとき 5,000円

(2) メンバーまたはメンバーの配偶者が出産したとき 3,000円

※上項1の両項目共、両者がメンバーの場合は各々に贈与するのではなく一律に贈与する事とする

#### 2 病気、けが等に関する贈与

(1) メンバーがフットサルの試合等でけがをしたとき スポーツ傷害保険による

(2) メンバーが20日以上入院したとき 5,000円

(3) メンバーが死亡したとき 運営委員会により協議する

### (免 責)

第29条 当サークルの活動に際し、メンバーは自己の責任において行動し、当サークルは活動の際に生じた盗難・傷害・事故・犯罪等については保険の範囲を超えて責任を負わない。

### (附 則)

本規約は2011年1月1日から施行する。[改訂]

#### 2011BOLÃO 運営委員会

|              |        |
|--------------|--------|
| 運営委員長(代表)    | 青葉 貴之  |
| 運営委員(幹事長)    | 野村 勝則  |
| 運営委員(幹事長補佐)  | 品田 正典  |
| 運営委員(キャプテン)  | 飯田 和也  |
| 運営委員(副キャプテン) | 黒澤 宏伍  |
| 運営委員(会計)     | 古谷 美佐子 |